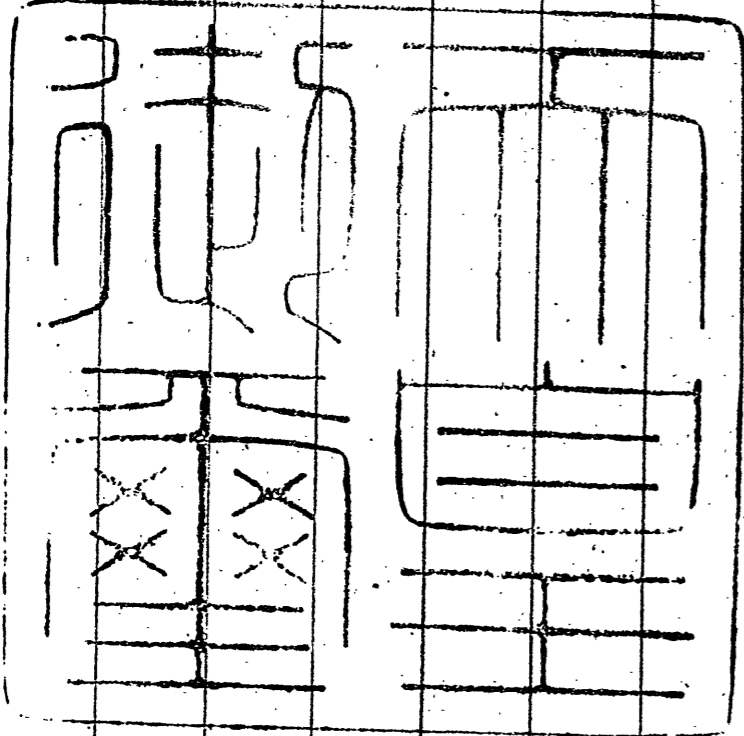


總内

勅令第三百五十五號

朕は、地方商工局官制の一部を  
改正する等の勅令を裁可し、ここに  
これを公布せしめる。

裕仁



日  
月



二 物價ニ關スル事項

第四條 地方官官制の一部を次のやうに改正する。

第十四條ノ二中第二號を第三號とし、第三號を第四號とし、第一號の次に次の一號を加へる。

二 物價ニ關スル事項

第五條 都廳府縣等臨時職員等設置制の一部を次のやうに改正する。

第一條中「專任二十八人」を「專任二十九人」に、「專任五百五十三人」を「專任五百六十人」に改める。

第一條ノ三中「專任三十六人」を「專任三十七人」に、「專任二千六百六十九人」を「專任二千七百七十五人」に改める。

第一條ノ四第一項中「專任五百二十七人」を「專任五百五十一

人」に、「專任五千九十二人」を「專任五千三百七十七人」に改める。

第六條 昭和二十年勅令第三百四十七號（都廳府縣支廳の職權等の

戰時特例に關する件）は、これを廢止する。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。